

令和4年度漁業取締方針

「令和4年度漁業取締方針」を以下のとおり定める。

令和4年3月
水産庁漁業取締本部

I 策定の趣旨

- (1) 平成30年1月15日、漁業取締本部(以下「本部」という。)が設置され、漁業取締りに係る指揮命令系統の一元化が図られた。
- (2) この方針は、本部の漁業取締りの理念を示すとともに、外国漁船に加え、日本漁船に対する漁業取締りをめぐる現状を踏まえ、本部体制下での漁業取締りに関する具体的な対処の在り方を示すものである。
- (3) この方針の内容は、毎年、状況の変化に応じて適時適切に評価・分析を行い、見直すこととする。

II 漁業取締りの理念

- (1) 漁業取締りの目的は、水産物の安定供給の確保及び水産業の健全な発展に向け、水産動植物の繁殖保護や漁場の総合的かつ高度利用を阻害する原因を除去し、漁業秩序の維持を図ることにある。このような維持すべき「秩序」には、国内の法令、外国等との協定等に加え、自主的な協定など多様な操業ルールが含まれ、これらが全体として遵守されることにより、水産資源の適切な保存及び管理につながることとなる。
- (2) 漁業取締りに当たっては、現有する取締体制を最大限有効に活用し、違法漁船を検挙することによって違反行為を抑止するとともに、漁業者に対してきめ細かな漁業の指導、監督等を行う。また、外国漁船による違法操業に対して抑止力を最大限に発揮するため、

状況に応じた効果的な対応に努めるものとする。あわせて、公海においては、地域漁業管理機関(以下「RFMO」という。)が定めたルールの確実な実施が求められているところ、当該機関が定めた公海乗船検査制度に則り、必要に応じて乗船検査を行うことにより、ルールに反した操業が行われていないことを確認するとともに、違反が発見された場合には旗国の漁業取締当局と緊密な連携を図りつつ対処する。さらに、漁業取締船を活用し、RFMO の新たな資源管理措置の策定に向け必要な情報収集を行う。

Ⅲ 漁業取締りに関する現状

1 漁業取締りの体制

- (1) 本部は、漁業取締り全体の企画立案(予算要求等を含む。)を行っている。また、本部及び全国6か所(札幌・仙台・新潟・境港・神戸・福岡)の支部により、各管轄海域の取締りを実施している。
- (2) 令和4年3月末日現在における漁業取締船は 46 隻(官船9隻・用船 37 隻)、漁業取締りに従事する漁業監督官は 366 人となっている。
- (3) 官船の内訳は、900トン以上の大型船が7隻、500トンクラスの中型船が1隻、150トンクラスの高速取締船が1隻となっている。

2 日本漁船等による違法操業

- (1) 沿岸域における磯根資源の密漁、沿岸漁船による無許可操業等の違反検挙件数は、直近 10 年間で平均 1,600 件程度となっており、令和2年は、1,362 件検挙されている。
- (2) 沖合域における農林水産大臣許可漁業の違反検挙件数は、年間1件程度となっており、令和3年は違反の検挙はなかった。また、沖合域における沿岸漁業と沖合漁業の操業上のトラブルや違反操業を防止する観点から、利尻・礼文(北海道)、利根川尻(茨城県・千葉県)、紀伊水道(和歌山県・徳島県)、隠岐諸島(島根県)、見島

(山口県)、五島列島(長崎県)等の周辺海域において、漁業者間の漁場利用協定や法令の遵守について指導、取締りをしている。

- (3) 遠洋の外国水域及び公海で操業するかつお・まぐろ漁船、遠洋底びき網漁業等の禁止区域操業等の違反検挙件数は、年間1から2件程度となっており、令和3年は1件検挙されている。

3 外国漁船による違法操業等

(1) 漁業取締りの現況

外国漁船による違法操業の類型としては、二国間協定に基づき操業する外国漁船が当該協定に定められた操業許可の条件に違反して操業する場合や我が国の排他的経済水域(以下「我が国EEZ」という。)内で無許可操業を行う場合がある。これらに対しては、立入検査を行って操業許可証の有無、漁獲物、操業日誌等を確認するほか、我が国の許可が必要な水域との境界付近で監視活動を行い、操業許可を有しない外国漁船が我が国EEZに侵入しないよう対応している。

(2) 日本海大和堆周辺水域

近年、北朝鮮及び中国の漁船による違法操業の問題が顕在化しており、我が国漁業者の安全操業の妨げになっている。令和3年の漁業取締船による退去警告件数は延べ582隻であり、その全てが中国漁船であった。

また、韓国漁船によって我が国の許可が必要な水域に違法に設置されたと推定されるかご漁具等により、我が国資源への影響が懸念されている。

(3) 尖閣諸島周辺水域

同水域では、日中漁業協定及び日台民間漁業取決めにに基づき、中国漁船及び台湾漁船が操業を行っているが、これらの漁船による領海内での違法操業の疑いがある場合は、退去警告を行い領海外へ退去させている。

(4) 上記以外の我が国EEZ

東シナ海の「日韓暫定水域」及び「日中暫定措置水域」等では、年間延べ3万隻を超える韓国、中国等の外国漁船が視認されている。これらの外国漁船が暫定水域等から日本側へ侵入して違法操業を行わないよう、日々監視を行っている。

オホーツク海、山陰、九州周辺海域では、漁業取締船の隙を突いて、中国、韓国等の外国漁船が、かご漁具、刺し網、はえ縄など密漁漁具を違法に設置しており、我が国の漁船の操業に支障を及ぼすといった問題も発生している。このため、令和3年には18件の漁具押収を行い、かご漁具1,009個等を押収した。

また、北海道及び本州三陸沖等の太平洋では、二国間協定に基づき、ロシア漁船が操業を行っている。近年、ロシア大型トロール漁船がサバ、イワシの漁獲を目的とする操業を急速に活発化させており、操業条件の遵守確認及び我が国漁業者との操業トラブル防止の必要性が高まっている状況にあり、令和3年は入域したロシア漁船29隻(仲積・タンカー船を含む。)に対する無線による操業指導や2件の立入検査を行うとともに、我が国漁業者との操業トラブルの防止に努めた。

4 国際機関等との連携による管理措置の実施状況

- (1) 北太平洋漁業委員会(以下「NPFC」という。)で公海乗船検査制度が導入された令和元年以降、我が国は北太平洋公海に漁業取締船を配備しており、令和3年は中国漁船3隻に対して公海乗船検査を実施するなどの取締活動を行い、その結果、22隻の中国漁船、台湾漁船、パナマ運搬船、ロシア漁船に対して注意指導・警告を行った。また、上記のとおり多数の違反疑義船を視認したため、このうちNPFCに登録されていないなど深刻な違反が疑われる漁船を旗国の漁業取締当局やNPFCに報告した。これら外国漁船の操業状況にかかる情報は、同委員会での新たな保存管理措置の検討にも活用されている。
- (2) 違法漁業防止寄港国措置協定(PSMA)に基づき、寄港国として、我が国の港で外国漁船の検査を実施している。

- (3) 外国漁船が、RFMO の保存管理措置に反して漁獲した冷凍マグロ類やメロなどについては、外国為替及び外国貿易法に基づいて輸入の事前確認を行い、我が国への搬入を防止するなど、責任ある水産物市場国として、違反漁獲物の流通防止に取り組んでいる。

IV 漁業取締りに関する具体的な対処の在り方

1 日本漁船等に対する取締り

- (1) 沿岸域においては、都道府県、警察、海上保安庁と連携し、磯根資源の密漁の防止を図るとともに、違反に対しては検挙等の適切な措置を行う。
- (2) 沖合域においては、農林水産大臣許可漁船に設置した VMS (Vessel Monitoring System: 衛星船位測定送信機) の運用により、操業区域に係る違反や漁業調整問題の発生の未然防止を図るとともに、違反に対しては検挙等の適切な措置を行う。また、VMS を適切に発信しない漁船に対しては、厳しく対応する。
- (3) 遠洋の外国水域及び公海で操業するかつお・まぐろ漁船、底びき網漁船等に対しては、オブザーバー、VMS、港湾での検査などから得られる情報を基に、関係漁業者に対する指導及び監督を行うなど RFMO が旗国に求めている資源保存管理措置を講ずる。また、違反に対しては検挙等の適切な措置を行う。

2 外国漁船に対する取締り

(1) 日本海大和堆周辺水域

我が国漁業者が安全に操業できる状況を確保することを第一に、令和2年に新潟及び境港に配備した2隻の900トンクラスの新造船、令和3年に福岡に配備した900トンクラスの新造船並びに令和4年に本部に配備予定の2,000トンクラスの大型新造船を含めた漁業取締船の一層の効率的な重点配備を行うとともに、海上保安庁と緊密に連携しつつ対処する。

また、大和堆西方の我が国 EEZ において中国漁船や北朝鮮公船が出現したときであっても、我が国漁船の安全を確保しつつ、操業を行い得るよう、現場勢力である水産庁と海上保安庁が連携して対応する。

さらに、漁具の違法設置に対しては、押収等を効率的に行い、設置者に負の経済的インセンティブを与えるとともに、我が国資源への影響を最小限にとどめるよう対処する。

(2) 尖閣諸島周辺水域

同水域に漁業取締船を配備し、海上保安庁と連携して、外国漁船の領海内への侵入の防止を図る。

(3) 上記以外の我が国 EEZ

東シナ海において、我が国の許可が必要となる水域の境界付近で操業する外国漁船に対しては、切れ目なく漁業取締船を配置することにより監視を強化し、無許可操業に対する拿捕等の措置により侵入を抑止する。

オホーツク海、山陰、九州周辺水域の我が国 EEZ 内における漁具の違法設置に対しては、押収等を効率的に行い、設置者に負の経済的インセンティブを与えるとともに、我が国資源及び我が国漁業者の操業への影響を最小限にとどめるよう対処する。

また、二国間協定に基づき、北海道及び本州三陸沖等の我が国 EEZ 内で操業するロシア漁船に対する取締りについては、日ロ政府間で決定された操業条件や手続規則の遵守を徹底するため、立入検査やオブザーバー乗船により漁獲物の種類や重量、漁具等を確認し、きめ細かく対応する。漁業関係法令違反が発生した場合は拿捕等の適切な措置を実施し、その違反情報を旗国取締当局に提供して厳格な対応を求めるとともに、再犯を防止するため操業許可の取消等の行政処分を行う。さらに、ロシア大型トロール漁船に対しては、操業条件の遵守確認及び我が国漁業者との操業トラブル防止の観点から、操業時期には、漁業取締船の重点配備、立入検査等を実施する。

(4) 北太平洋公海

同水域に漁業取締船を派遣し、外国漁船等に対して公海乗船検査の実施等により NPFC で定められた保存管理措置の遵守状況を確認し、注意指導及び警告を行う。

3 国際機関等との連携による違反操業の防止

- (1) 漁業取締船を用いて、北太平洋公海上において、外国(加盟国及び非加盟国)漁船に対する公海乗船検査等を行い、NPFC の保存管理措置を遵守しない漁船の情報を収集する。この情報を旗国の漁業取締当局及び NPFC に報告し、旗国に対しその責任ある対応を求めるとともに、共同取締りなど国際的な枠組みも用いつつ、違反操業の防止に適切に対応する。また、得られた情報は、NPFC の保存管理措置の策定や更なる強化に向けた検討にも有効に活用する。
- (2) 寄港国として、港における検査を拡大し、国際連合食糧農業機関(FAO)、RFMO、関係諸国等との情報交換及び連携等を通じ、違法な漁業を防止するための国際的な取組に協力する。

4 漁業取締能力の強化に向けた取組

- (1) 状況把握及び適切な指示の徹底
対象となる漁船及び海域の取締りをめぐる状況の変化を常時把握し、必要な意思決定を迅速に行い、具体的な漁業取締りに反映させるとともに、本部及び支部の職員への指示を徹底する。
- (2) 漁業取締船の性能向上
業務遂行に必要な漁業取締船の増隻、大型化等を進めてきたところであり、今後は、これらの漁業取締船を有効に活用し、船橋の防弾化、放水銃の性能向上など一層の装備の充実を図る。
- (3) 漁業監督官の処遇等の改善
漁業監督官は違法な漁獲をしている外国漁船への立入検査や拿捕などの危険な業務に従事しており、職員の士気の向上を図り、業務に見合う適切な処遇の改善を図る。

また、漁業監督官の増員や通訳の乗船率を向上させ、漁業取締体制の強化を図るとともに、漁業監督官の知識及び能力の向上並びに船橋の制御及び護身術(体術)に関する訓練・研修の充実を図る。

(4) 海上保安庁等関係機関との連携

海上保安庁とは、本庁間のみならず、地域ブロックごとに支部と管区海上保安本部との間で、定期的に連絡会議を開催し、地域の日本漁船及び外国漁船の操業実態に応じた具体的な取締方法や連絡体制について意見交換等を行う。

また、両庁では、現場海域における情報共有を行うとともに、状況に応じて漁業取締船の配備の見直しを行い、連携の強化を図る。

さらに、外務省とも連携し、適宜外国政府への申入れ等を行う。

5 国民の理解及び安全操業の確保を図るための方策等

(1) 国民の理解

漁業取締りに関しては、広く国民の理解を醸成するため、各種の情報媒体を最大限に活用し、積極的な情報発信や広報活動の充実に取り組む。

(2) 安全操業の確保

昨今の国際情勢に鑑み、海上で操業する漁船へ有事関連情報をJアラート等により警報伝達する体制が構築されている。漁船への警報伝達については、海上保安庁のほか水産庁も担っていることから、引き続き、国民保護の観点から関係省庁と連携して取り組む。また、漁業者が安全に操業できるよう、漁業取締船による指導や関係漁業者への情報提供等を行う。

V 新型コロナウイルス感染症対策

漁業取締りは、国民生活の維持等に必要な業務であり、コロナ禍にあっても継続して行う必要があることから、マスクの着用、手洗い、う

がいの励行、検温による体調管理、新生活様式の実施を行うとともに、船内、設備等の洗浄を定期的に行うこと等により感染予防を図る。

また、外国漁船への移乗の際は、防護服の着用等の感染防止策を講じて必要最小限の内容と人員で短時間で行うとともに、移乗後に漁業取締船に戻った際は、清潔な区域と汚染区域を区分する等により船内での感染防止対策を行う。